

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： タックス・ハイブン対策税制の改正動向

2008年12月12日、自民党税制調査会は、「平成21年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表しました。大綱には、経済産業省から要望されていた「海外子会社配当益金不算入制度」を創設する一方、「特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度」（いわゆる、タックス・ハイブン対策税制）を見直す内容が盛り込まれました。

現行のタックス・ハイブン税制の概要

タックス・ハイブン税制とは、軽課税国にある海外子会社（以下特定外国子会社等）の留保利益（以下課税対象留保金額）を、その株主である日本法人の収益の額とみなして、日本で課税する制度です（措法66の6①）。

ただし、その特定外国子会社から配当を受ける場合には、受取配当と課税対象留保金額が二重課税にならないよう、その配当をその年度の課税対象留保金額から控除し（措令39の16①）、控除しきれない場合には、前10年以内に合算課税された留保金額の範囲内で、損金算入する規定（措法66の8）が設けられています。

大綱に盛り込まれた見直し点

1. 課税対象留保金額から控除されない配当

特定外国子会社等が支払う配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除しないこととします。つまり、特定外国子会社等からの配当を益金不算入にする一方、課税対象留保金額にも含める（合算課税する）こととなります。

イメージ

A社(日本親会社) B社からの配当 1000 → 0 (益金不算入) B社利益加算 0+1000=1000 (配当含める) <hr/> 課税所得 1000	←	B社 (100%特定外国子会社) 当期利益 1000 A社へ配当 -1000 <hr/> 未処分利益 0
--	---	---

2. 課税対象留保金額から控除できる孫会社配当

特定外国子会社等がその子会社から受ける一定の配当等の額は、課税対象留保金額の計算上控除します。

つまり、海外孫会社（合算課税された特定外国孫会社を含む）からの配当については、タックス・ハイブン税制適用上益金不算入され、日本で課税されなくなります。

イメージ

A社 (日本親会社) B社からの配当 2000 → 0 (益金不算入) B社利益加算 0+2000 (B社配当) -1000 (C社配当) = 1000 <hr/> 課税所得 1000	←	B社 (100%特定外国子会社) 当期利益 2000 (内、C社配当 1000) A社へ配当 -2000 <hr/> 未処分利益 0	←	C社 (100%外国孫会社) 当期利益 1000 B社へ配当 -1000 <hr/> 未処分利益 0
--	---	--	---	---

3. 課税済留保利益からの配当は益金不算入

特定外国子会社等から受ける配当の内、その内国法人の当該事業年度以前 10 年以内に課税された課税対象留保金額に達するまでの金額は、益金の額に算入されないこととします。

つまり、すでに課税された留保金額から配当されても、二重課税にならないよう調整します。現行のタックス・ヘイブン対策税制の課税済留保金額からの配当の損金算入規定の代替規定と考えられます。

現行タックス・ヘイブン対策税制と改正後の比較

現 行	改 正 後
課税対象留保利益の加算（措法 66 の 6①）	存続 支払配当と受取配当の調整
課税留保金額にかかる外国税額控除（措法 66 の 7、法法 69）	存続（直接控除）
課税済留保金額からの配当の損金算入（措法 66 の 8）	受取配当益金不算入により二重課税調整

結論

タックス・ヘイブン対策税制の見直しは、タックス・ヘイブン子会社からの配当が益金不算入とされるために生ずる国際租税回避行為を防止するために行われたものとみられます。その結果、タックス・ヘイブン子会社は課税上、損失の通算が認められない点を除いて、海外支店と同様に扱われるようになるものと考えられます。

お見逃しなく！

上記の改正は特定外国子会社等の平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る合算対象とされる金額または配当について適用するとされています。内国法人の事業年度ではないことを留意頂きたいと思います。